

「ゼロ電」のガス 重要事項説明書

2023年 4月 15日

お客様と当社が締結するガスの小売供給契約（以下「需給契約」といいます。）について、次の通りご説明いたします。

<input type="checkbox"/> 取次事業者の名称 株式会社イーネットワークシステムズ（以下「当社」といいます。）
<input type="checkbox"/> 連絡先、時間帯 申込状況の確認、解約、各種変更手続き、苦情及び問合せ、その他ご不明な点等は当社へお問合せください。 株式会社 イーネットワークシステムズ コールセンター 0120-491-710 受付時間 9:00～18:00（土日祝日を除く） ※緊急のご用件については全日24時間承ります。
<input type="checkbox"/> お申込方法 (1) WEB ページ等、当社指定の様式によって申込みをしていただきます。 (2) お客様は、ガスの需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただきます。 <ul style="list-style-type: none">・お客様の需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款（以下「託送約款等」といいます。）に定める需要家等に関する事項を順守すること・当社が法令にもとづき実施した消費機器調査の結果等について、当該一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること・法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から当社へ提供すること
<input type="checkbox"/> 契約の成立、契約期間、解約要件 (1) 需給契約は、お客様からのお申込みを、当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は、契約が成立した日から、ガス料金適用開始の日以降1年目までといたします。 (3) 契約期間満了に先だってお客様または当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。 (4) ガス床暖プランの対象となるお客様 <ul style="list-style-type: none">(イ) エネルギー源として主に都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機（以下「熱源機」といいます。）により、居室の床面下に設置した温水配管によって居室の床面暖房を行なう機器（以下「床暖房」といいます。）を居室で使用されること。(ロ) 住宅または施設付き住宅（1 建物に住宅と店舗等の非住宅部分とがあるものをいいます。）の住宅部分において熱源機を使用されること。(ハ) 東京ガスネットワーク株式会社が定める託送供給約款の供給区域であること。 (5) 契約・解約時のご注意事項 <ul style="list-style-type: none">・契約を適用開始日から1年未満に解約された場合、同一需要場所において再度本契約あるいは他の選択約款のお申し込みをいただいても、解約日から1年未満の場合は、これを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合は、この限りではありません。・本契約の適用開始日から1年未満に他の選択約款等への変更のお申し込みがなされた場合、当社はそのお申し込みを承諾できないことがあります。
<input type="checkbox"/> ガス料金 東京ガスエリア

(1) 一般ガスプラン料金表、およびガス床暖プラン料金表 [その他期] (税込)

ガス料金表	1ヶ月のガス使用量	基本料金 (円/月)	従量料金 (円/m ³)
A表	0 m ³ をこえ 20 m ³ まで	759.00 円	145.31 円
B表	20 m ³ をこえ 80 m ³ まで	1,056.00 円	130.46 円
C表	80 m ³ をこえ 200 m ³ まで	1,232.00 円	128.26 円
D表	200 m ³ をこえ 500 m ³ まで	1,892.00 円	124.96 円
E表	500 m ³ をこえ 800 m ³ まで	6,292.00 円	116.16 円
F表	800 m ³ をこえる場合	12,452.00 円	108.46 円

(2) ガス床暖プラン料金表 [冬期] (税込)

ガス料金表	1ヶ月のガス使用量	基本料金 (円/月)	従量料金 (円/m ³)
A表	0 m ³ をこえ 20 m ³ まで	759.00 円	145.31 円
B表	20 m ³ をこえ 80 m ³ まで	1,265.00 円	120.01 円
C表	80 m ³ をこえる場合	2,145.00 円	109.01 円

ガス料金の算定期間の終期が5月1日から11月30日に属する場合は「その他期」の料金表を、12月1日から翌年の4月30日に属する場合は「冬期」の料金表を、それぞれ適用いたします。

東邦ガスエリア

(3) 一般ガスプラン料金表 (税込)

ガス料金表	1ヶ月のガス使用量	基本料金 (円/月)	従量料金 (円/m ³)
A表	0 m ³ をこえ 20 m ³ まで	759.00 円	210.52 円
B表	20 m ³ をこえ 50 m ³ まで	1,588.88 円	169.03 円
C表	50 m ³ をこえ 100 m ³ まで	1,833.33 円	164.14 円
D表	100 m ³ をこえ 250 m ³ まで	2,077.77 円	161.70 円
E表	250 m ³ をこえ 500 m ³ まで	2,648.14 円	159.41 円
F表	500 m ³ をこえる場合	7,109.25 円	150.49 円

(4) 割引制度

(1) 一般ガスプラン料金表、およびガス床暖プラン料金表 [その他期] (2) ガス床暖プラン料金表 [冬期] (3) 一般ガスプラン料金表が適用されたお客様については、1月ごとの使用量にもとづき算定された基本料金と従量料金 (原料費調整額を含む) の合計によって算定された金額に対して3%の割引を適用いたします。

(2) ガス床暖プラン料金表 [冬期] が適用されたお客様のうち、浴室暖房乾燥機または高効率給湯器をご使用いただいている場合には、以下に定める割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を申し込むことができるものといたします。

- ・バス暖割 適用条件 浴室暖房乾燥機を浴室または脱衣室でご使用の場合 割引率3%、割引上限額 (1か月につき) 2,619.00 円 (税込)
- ・エコ割 適用条件 高効率給湯器によって供給される温水を居室等でご使用の場合 割引率3%、割引上限額 (1か月につき) 2,619.00 円 (税込)
- ・セット割 適用条件 浴室暖房乾燥機を浴室または脱衣室でご使用かつ、高効率給湯器によって供給される温水を居室等でご使用の場合 割引率6%、割引上限額 (1か月につき) 5,238.00 円 (税込)

□ 請求金額の計算方法等

(1) 請求金額等のご案内

月々の料金、ガスご使用量、その他お客様へのご案内事項は、原則として、ガス小売事業者：株式会社ファミリーネット・ジャパンの Web サービス等にてお知らせいたします。

(2) ガス料金の計算方法

- ・ガス料金は、基本料金に、ガスご使用量に応じてガス料金(1)(2)(3)に定める各料金によって計算する従量料金を加えて計算します。なお、ガスご使用量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算あるいは差し引きして計算します。また、お客様が支払期日を経過してなおガス料金をお支払いいただけない場合は、当社は支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。
- ・ガス料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から、当月の検針日の前日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客様がガスの使用を開始（もしくは解約）した場合は使用日数に応じて日割計算いたします。
- ・ガスご使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった場合は、お客様との協議によって定めます。

(3) ガス料金の支払義務および支払期日

- ・お客様のガス料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者が計量した値を当社が受領し、当社にてガス料金の請求が可能となった日に発生します。
- ・ガス料金の支払期日は原則として、請求日の翌日から起算して 30 日目といたします。また、電気料金とガス料金を合算払いによりお支払いいただく場合の支払期日は、電気料金またはガス料金のうち、その月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

(4) ガス料金の支払方法

- ・ガス料金は、原則として、口座振替もしくはクレジットカード払いによって、お支払いいただきます。ただし、準備が整うまでの期間は、請求書によってお支払いいただく場合があります。
- ・支払期日を経過してもなおガス料金が支払われない場合は、支払期日の翌日からお支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、ガス料金を口座振替により支払われる場合で当社都合によりガス料金が支払期日を経過してお客様が指定する口座から引き落とされた場合は、この限りではありません。
- ・延滞利息は、その算定の対象となるガス料金から消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(5) 各種手数料

当社はお客さまの申出により利用明細書等を発行する場合は、それぞれ次の紙面発行手数料を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。なお、領収書の発行は、口座振替および振込でのお支払いのお客様が対象となります。クレジットカードでのお支払いのお客様は対象外となります。

	内容	手数料（税込）
紙面発行手数料	利用明細書（1 か月分）	165 円
	利用明細書（1 年分）	770 円
	領収書（1 か月分）	165 円
	領収書（1 年分）	770 円
	請求書	220 円

※ガス料金がお客さまの指定する口座から振替日に引き落とされなかった場合、料金がクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合、その他特別の事情がある場合、および支払方法に関する手続きが完了するまでの間は、当社が指定した金融機関の口座に、当社が発行した請求書に基づき支払っていただきます。この場合、請求書発行手数料、金融機関の口座への振込手数料など支払にあたり発生する費用はお客さまのご負担とします。

当社からの申し出による契約の解約

(1) お客様が、次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することがあります。

- ・ 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・ 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・ 当社が定める[ガス需給約款]によって支払いを要することとなったガス料金以外の債務（延滞利息、その他[ガス需給約款]から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ・ 同一使用場所における電気需給契約を廃止または撤去された場合

(2) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めていただけない場合には、契約を解約することがあります。

- ・ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ・ その他、当社が定める[ガス需給約款]の内容に反した場合

(3) 契約を解約させていただく場合には、あらかじめ解約日をお伝えいたします。

(4) (1) (2) により、当社が需給契約を解除する場合は、解約日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。

供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

当社は類別 13A のガスを供給いたしますので、13A とされているガス機器が適合いたします。

- (1) 熱量 最低熱量：44 メガジュール 標準熱量：45 メガジュール
- (2) 圧力 最高圧力：2.5 キロパスカル 最低圧力：1.0 キロパスカル
- (3) 燃焼性 供給ガスの属するガスグループ：13A 最高燃焼速度：47 最低燃焼速度：35
最高ウォッペ指数：57.8 最低ウォッペ指数：52.7

需給契約消滅後の関係

お客様は、当該一般ガス導管事業者が需給契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

需要場所への立入りによる業務の実施

お客様は、当社または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 開栓および閉栓のための作業
- (2) 法令にもとづく周知および調査のための業務
- (3) 需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務
- (4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務

保安に対するお客様の協力

お客様は、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客様は、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (2) 当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客様に当社または当該一般導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が

復旧しないときは、お客様は、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。

(3) お客様は、後段の(供給施設等の保安責任(3))のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。

(4) 当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客様に、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。

(5) お客様が供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。

(6) お客様は、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。

(7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客様の敷地内の供給施設の管理等について、お客様に協議を求めることがあります。

供給の制限等

お客様は、供給の制限等について、次の事項を承諾するものといたします。

(1) 当社または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止し、またはお客様にガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。

- ・災害等その他の不可抗力が生じた場合
- ・ガス工作物に故障が生じた場合
- ・ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工のため必要がある場合
- ・法令の規定による場合
- ・ガス漏れによる事故の発生の恐れがあると認めた場合
- ・ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
- ・その保安上必要がある場合
- ・託送約款等に定める託送供給の制限、停止もしくは中止の事由に該当する場合(当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定める業務を実施するための需要場所への立入り等お客様が正当な理由なく拒む場合等)

(2) (1)の場合には、当社または当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告その他適切な方法によってお客様にお知らせすることがあります。

供給施設等の保安責任

お客様は、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

(1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客様の資産となるお客様等が所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客様責任において管理していただきます。

(2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客様が損害をうけられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。

(3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓並びに昇圧供給装置について、お客様の承諾を得て、検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。

周知および調査業務

(1) 当社は、お客様に対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等を通じてお客様の閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。

(2) 当社はガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客様の承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス

機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、お客様は調査の結果を当社が当該一般ガス導管事業者に通知することについて、承諾するものといたします。

(3) 当社は、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

お客様の責任

お客様は、次の事項を承諾するものといたします。

(1) お客様は、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客様の所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）といたします。）をお客様に負担していただきます。

(2) お客様は、昇圧供給装置を使用する場合には、託送約款等に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

(3) お客様は、ガス事業法第62条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。

- ・お客様は、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
- ・仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客様は、保安業務に協力しなければならないこと
- ・改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客様が保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

供給施設等の検査

お客様は、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

(1) お客様は託送約款等にもとづき、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客様の負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。

(2) お客様は、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客様のために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客様の負担といたします。

ガス事故の報告

お客様は、消費段階における事故が発生した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社に提供することについて、承諾するものといたします。

供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客様がガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

工事費負担金等相当額の申受け等

(1) 当社は、当該一般ガス導管事業者からお客様へのガスの供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前に申し受けます。

(2) 当社は、当該一般ガス導管事業者からお客様へのガスの供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を工事完成後、受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を、すみやかにお客様と精算するものといたします。

信用調査の共有

当社は、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他のガス小売事業者へ提供する場合があります。

その他

- ・上記に記載のない事項の取り扱い、当社が定める[ガス需給約款]によります。

・当社は、[ガス需給約款]および各料金プランの供給条件の内容を変更することがあります。

その場合、原則として、当社より Web サービス等を通じてあらかじめお知らせいたします。

・[ガス需給約款]および料金プランの供給条件の内容は当社のホームページ (<https://zeroden.cls-web.jp/gas.php>) で確認することができます。

・当社またはお客様が需給契約内容を変更または更新する場合、原則として、当社より Web サービスを通じて、変更または更新後の需給契約書内容のみをお知らせいたします。なお、変更または更新とされないその他事項については、お知らせを省略する場合があります。

□ 各種手続き、お問い合わせ

需給契約内容の変更・解約、お問い合わせは、各種手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にもない需給契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申込みが必要となるためお早めにお申込みください

ガス小売事業者

東京都港区愛宕 2-5-1 株式会社ファミリーネット・ジャパン (登録番号：A0058)

エネルギーサービスお客様センター 0120-554-841 (月～金/9時～17時 ※土日祝日は除く)

取次事業者

東京都新宿区西新宿 8-14-24 株式会社イーネットワークシステムズ

コールセンター 0120-491-710 (月～金/9時～18時 ※土日祝日を除く) ※緊急のご用件については全日24時間承ります。